

上士幌町「学校における働き方改革推進会議」設置要綱

上士幌町教育委員会

(目的)

第1条 学校の業務改善に関する推進方策に関することなど、学校における働き方改革に係る課題や取組について意見交換を行うため「学校における働き方改革推進会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 勤務時間管理と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- (2) 学校及び教職員が担当する業務の明確化・適正化
- (3) 学校の組織運営体制の在り方
- (4) 学校における働き方改革を実施するための仕組みづくり

(組織)

第3条 会議は、学校、上士幌町教育委員会により構成する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、会長は上士幌町教育委員会教育長をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理し会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名する者が代理としてその職を担う。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する

- 2 会長は必要があると認めた場合は、会議に関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務は教育委員会教育推進課が所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、会議の運営に必要な事項は別途教育長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日より施行する。